

# 年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会  
平成27年11月27日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	2件
国民年金関係	1件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	2件
厚生年金保険関係	2件

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500117 号

厚生局事案番号：中国四国（国）第 1500018 号

## 第 1 結論

昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 3 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 27 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 3 月まで

私の国民年金については、父親が加入手続きを行い、請求期間の国民年金保険料は、A の人が父親から集金して町役場に納付していた。しかし、国民年金手帳には役場の検認のスタンプが押されているのに、未納となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者が所持する国民年金手帳の昭和 47 年度国民年金印紙検認記録欄に、請求期間である昭和 47 年 11 月から昭和 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付したことを示す B 町（現在は、C 市）の検認印が確認できる。

また、請求期間について、請求者は、父親が A（国民年金保険料を始めとして各種納付金を世帯単位で収納する組織）を通じて国民年金保険料を納付していたと陳述しており、請求期間当時、同居していた両親は国民年金制度発足当初から保険料を全て納付していること、同じく当時同居していた姉も 20 歳到達時から B 町を転出するまでは保険料を全て納付していることが確認できる。このことから、請求者についても同様に請求期間の保険料を家族と共に納付していたと推認される。

さらに、請求者の請求期間の保険料納付の検認日は昭和 48 年 4 月 27 日であり、請求者の姉に係る B 町の国民年金被保険者名簿によると、同人の昭和 48 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料の徴収日も、上記検認日と同じ昭和 48 年 4 月 27 日となっていることが確認できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500118 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500060 号

## 第1 結論

請求者のA社（現在は、B社）における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和63年3月31日から同年4月1日に訂正し、昭和63年3月の標準報酬月額を47万円とすることが必要である。

昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和29年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和63年3月31日から同年4月1日まで

A社で勤務した期間のうち、請求期間について、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第75条本文該当）になっているが、昭和63年3月31日まで同事業所に勤務していたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者のA社に係る厚生年金保険被保険者期間は、資格取得日が昭和62年4月1日、資格喪失日が昭和63年4月1日と記録され、当該期間のうち、昭和63年3月31日から同年4月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない被保険者期間として記録されている。

しかしながら、B社が提出した「\*開設届出事項変更届」（写）及び同事業所の回答から判断すると、請求者は昭和63年3月31日まで同事業所に継続して勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる。

また、請求期間の標準報酬月額は、オンライン記録における昭和63年2月（資格喪失直前月）の標準報酬月額から、47万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かにつ

いては、事業主は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 27 年 7 月 2 日に、請求期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、請求者の昭和 63 年 3 月 31 日から同年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500134 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500058 号

## 第 1 結論

請求期間について、訂正請求記録の対象者の A 社（現在は、B 社）C 事業所現場事務所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名（続柄）：女（妻）  
基礎年金番号：  
生年月日：大正 13 年生  
住 所：

### 2 被保険者の氏名等

氏 名：男  
基礎年金番号：  
生年月日：大正 13 年生

### 3 請求内容の要旨

請求期間：昭和 21 年 10 月 1 日から昭和 23 年 5 月 1 日まで

私の夫は、「終戦で復員した後に、A 社に入社し、C 事業所の現場事務所に勤務し、完成後も同事業所に継続して勤務していた。」と生前に話していた。

私が名前を覚えている当時の同僚は全員が亡くなっているが、提出した表彰状及び B 社の在職証明書を見れば請求期間も勤務していたことが分かるので、調査の上、夫の当該期間の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

請求者から提出された A 社の承継会社である B 社が作成した訂正請求記録の対象者に係る証明書によると、訂正請求記録の対象者の A 社における入社日は、C 事業所現場事務所にて昭和 21 年 10 月 1 日と記載されており、訂正請求記録の対象者は、請求期間において同社 C 事業所現場事務所に勤務していたことが確認できる上、B 社が交付した訂正請求記録の対象者に係る表彰状には、20 年の永年勤続を昭和 41 年 9 月 20 日付けで表彰と記載されており、当該証明書の入社日に符合する。

しかしながら、A 社 C 事業所現場事務所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）には、訂正請求記録の対象者の氏名は確認できず、厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿及び同社 C 事業所の被保険者名簿から、訂正

請求記録の対象者は、昭和 23 年 5 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認でき、当該記録はオンライン記録と一致している。

また、B社は、「訂正請求記録の対象者は、A社C事業所現場事務所に『D職』として勤務していたが、D職の雇用形態は明確でなく、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除も不明である。」と回答しているが、請求期間当時、A社C事業所現場事務所に勤務したとする従業員は、「私は終戦で復員した後にC事業所現場事務所に勤務し、入社当初は正社員ではなく臨時採用の準社員であったため、厚生年金保険に加入することができず、昭和 25 年 8 月に正社員になってから加入した。」旨を陳述しており、当該従業員のオンライン記録はその陳述に符合していることからすると、請求期間当時、同社C事業所現場事務所では、正社員以外の従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いとなっていない状況がうかがえる。

このほか、請求者は、訂正請求記録の対象者が請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、ほかに訂正請求記録の対象者の当該期間における保険料が控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情もない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、訂正請求記録の対象者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号：中国四国（受）第 1500100 号

厚生局事案番号：中国四国（厚）第 1500059 号

## 第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の見直しを認めることはできない。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 23 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 10 年 5 月 1 日から平成 16 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 62 年 10 月 1 日から平成 16 年 1 月 7 日まで、A 社が経営する店で店長として勤務していたが、請求期間の標準報酬月額は 20 万円となっている。

しかし、私が所持している平成 8 年 1 月からの給料支払明細書を見ると、総支給額は 36 万 2,000 円（手取額 30 万円）が支給され、厚生年金保険料として毎月 3 万 1,230 円が控除されており、当該支給額に見合う標準報酬月額に訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者の標準報酬月額は、請求期間の直前の平成 10 年 4 月までは 36 万円であったものが、同年 5 月 1 日に随時改定（月額変更）処理がなされ、請求期間については 20 万円とされているが、請求者は、請求期間も 36 万円の標準報酬月額に見合う給与が支給され、当該標準報酬月額に基づく保険料額が控除されていたと主張して、事業主から交付されたとする 35 枚の給料支払明細書を提出しており、当該明細書を見ると、いずれの明細書も総支給額が 36 万 2,000 円（差引支給額が 30 万円）、厚生年金保険料控除額が 3 万 1,230 円と記載されていることが確認できる。

しかしながら、事業主は、請求者が提出した 35 枚の給料支払明細書の作成自体を否定している上、当該明細書の記載内容等を検証すると、i) 当該明細書 35 枚の全てにおいて、厚生年金保険料控除額は 3 万 1,230 円、健康保険料控除額は 1 万 4,760 円と同一額が記載されていること、ii) 雇用保険料控除額は平成 11 年 5 月までの 4 枚を除き 1,440 円が記載されていること、iii) 介護保険制度が導入された平成 12 年 4 月以降の明細書において、控除額欄に介護保険料額の記載が無いものが散見され、

記載のある明細書の介護保険料額は1,200円と同一額が記載されていることなど、5年を超える請求期間（68か月）中の社会保険料率の変動（特に、平成15年4月から総報酬制の導入に伴い、厚生年金保険料率等が大きく改定されている。）が反映されていないことが確認できるなど、記載内容に不自然な点が多く見受けられる。さらに、当該明細書35枚のうち34枚は、欄外に「賞5万」と記載されているものの、事業主は自らが記載したものではないと回答しており、その報酬等の性格及び支給の有無が不明である。

また、請求者から提出された、請求者に係る平成13年分及び平成14年分所得税源泉徴収簿並びに平成13年分及び平成14年分の給与支払報告書（個人別明細書）（市区町村提出用）は、事業主及びA社が社会保険事務を委託していた社会保険労務士がその作成を認めている税務資料であるところ、記載されている社会保険料は、オンライン記録と同じ標準報酬月額（20万円）に見合う金額となっており、上記給料支払明細書から推計される両年の総支給額及び社会保険料控除額と大きく乖離<sup>かいり</sup>している上、当該給料支払明細書の「所得税」欄の記載額（1万1,240円）も当該所得税源泉徴収簿に記載されている各月の所得税額（1万1,330円）とは一致していない。

さらに、請求者から提出された平成15年分給与所得の源泉徴収票については、税額を算定するために必要となる「給与所得控除後の金額」欄及び「所得控除の額の合計額」欄に記載が無い上、「源泉徴収税額」欄に記載されている金額（13万4,880円）は、「社会保険料等の金額」欄に記載されている金額（56万9,160円）に基礎控除額（38万円）を加えた金額を基に試算した所得税額とは大きく異なっており、記載内容に不自然さが見受けられる。

このほか、請求期間の始期である平成10年5月の随時改定及び当該期間中の定時決定において、標準報酬月額が遡って訂正されたような形跡は無く、社会保険事務所（当時）の事務処理に不自然さはみられない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間について、請求者がその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。